



薬の副作用と運転について



薬と運転に関しては、道路交通法第66条に「何人も、過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。」と記載され、薬の副作用等によって正常な運転ができない状態で運転することを禁止しています。日常的に私達は、風邪や花粉症等の疾病の治療や症状の緩和のため薬を服用します。しかし、車を運転する場合には、その服用によって正常な運転ができない影響を受ける時は、この法に触れることとなります。このことから、運転者自身や安全運転を指導する立場にある人は、その薬の特性を知り、用法に従った服用を管理して、正常な運転ができる状態を確保したうえで運転し、または、運転させることが大切です。



これまでに報道等された事案

【平成20年1月】「運転前に風邪薬を服用した高速バスの運転手が、運転中に国道トンネル内で意識を失いハンドルから手を離れたまま走行した」旨の記述

【平成23年8月】「禁煙薬を服用した運転手に、めまい、傾眠、意識障害等があらわれ、自動車事故に至った例が厚生労働省に報告されている」旨の記述

市販薬（一般用医薬品）では、添付の説明書等を読み、運転をしない旨や睡眠作用等のある旨の記述がある風邪薬などを服用したときは、運転をしないようにしましょう。医療用医薬品の場合も、医師や薬剤師の指示等を守って運転をしましょう。不安がある場合には、医師や薬剤師に相談しましょう。



【参考】医薬品医療機器情報提供ホームページ
http://www.info.pmda.go.jp/medsqa/hanashi_q3.html
「くすりの使用中に車の運転をしていいかどうか・・・？」
一般用医薬品の場合
医療用医薬品の場合
が、検索できます。